

# 藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2015年11月(第44号)

日に日に寒さが増し、冬に向かっていますね。みなさま風邪などひいていらっしゃいませんか。

「事務所だより11月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問合わせください。

#### この号の内容

- **1** 就業規則を作成していますか?
- 2 賞与の社会保険料
- **3** 労働条件に関するポータル サイトが開設されました
- 4 当事務所から

# 就業規則を作成していますか?

常時10人以上の労働者を使用している事業場では就業規則の作成が義務付けられています。また、作成した就業規則は労働者代表の意見を聴き、その意見書を添付して、所轄労働基準監督署に届け出ることとなっています。変更した場合も同様です。(「常時10人以上の労働者」には、パートタイム労働者等も含まれます)就業規則には、職場の秩序を保ち、労働条件の安定と経営の安定に役立つとともに、無用なトラブルを防ぐメリットがありますので、9人以下の事業場でも出来るだけ作成した方がよいでしょう。今回は就業規則作成のポイントをご紹介します。

#### ■ 作成する際に、必ず記載しなければならない事項

- ① 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に 分けて交替で就業させる場合においては就業時転換に関する事項 (育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業等も含まれます)
- ② 賃金 (臨時の賃金等を除きます) の決定、計算及び支払いの方法、 締切り及び支払時期、昇給に関する事項
- ③ 退職 (解雇の事由を含みます) に関する事項

#### ■ 定めをする場合には、記載しなければならない事項

退職手当、臨時の賃金、安全及び衛生に関する定め等

#### ■ 就業規則の周知(作成後、次のいずれかにより労働者へ周知)

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける。
- ② 書面で交付する。
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクなどに記録し、労働者が常時閲覧できる ようにする(社内 LAN などでの閲覧等)



#### 【詳しい内容はこちらをクリック】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html

## 賞与の社会保険料

12月は賞与(ボーナス)を支給する会社が多い時期ですが、賞与(年に3回以下の支給の場合)にも社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)がかかることをご存じでしょうか。会社は賞与を支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届」に「被保険者賞与支払届総括表」を添付して、年金事務所へ届出をすることとなっています。健康保険組合に加入している会社は健康保険組合にも届出をします。賞与を支給する都度届出をし、社会保険料を納付しますが、賞与の厚生年金保険料は将来の年金額にも影響しますので大切な手続きです。忘れずに手続きしましょう。



#### 【詳しい内容はこちらをクリック】

https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20141203.html



### 労働条件に関するポータルサイトが開設されました

厚生労働省により賃金や労働時間といった労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう 労働条件」が開設されました。このポータルサイトでは、「労働者・ご家族」、「事業主・労務管理担当」と労使に分けて、労働条件や労務管理に関するよくある質問と解説を掲載しています。また、法令・制度の紹介や労働問題に関する過去の裁判例などもわかりやすく掲載していますので、会社の総務・人事担当の方には大変役に立つサイトです。

<u>http://www.check-roudou.mhlw.go.jp</u> ぜひ日々の業務にお役立てください。

# 当事務所から



事務所だより11月号はいかがでしょうか。

当事務所の近くには明治神宮外苑の銀杏並木があるのですが、先週末行ってみたところほぼ見ごろを迎えており、大勢の人でとても賑わっていました。桜の花見ほどではありませんが、季節を感じられる行事のようでいいですね。ほっと出来るひとときでした。

#### 藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 1209 号

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-3354 Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <a href="http://www.sr-fujiioffice.com">http://www.sr-fujiioffice.com</a>

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー 藤井真由美